

公共交通利用推進等マネジメント協議会設置要綱

平成17年3月

1. 設置の趣旨

本年2月16日に発効した京都議定書に基づく我が国のCO₂排出削減目標の達成に向けては、運輸部門全体からの排出量抑制について更なる努力を要する状況にあり、低燃費車等の開発・普及に加え、利便性を確保しつつ排出原単位の少ない交通モードへの転換を図ることにより環境負荷の小さい交通体系の構築を進めることが必要である。

物流分野においては、既に物流事業者（供給サイド）と荷主（需要サイド）が連携した取組みが行われており、人流分野においても事業者の自主的な取組みを基本としつつ同様の取組みを進めていく必要がある。

具体的には、交通事業者による利便性向上策等交通サービスの供給サイドの取組みの更なる強化を行うとともに、運輸部門からのCO₂排出量の約半分が自家用自動車によるものであり、そのうちの大半が通勤、業務、買物等企業の事業活動に関する自家用自動車の使用に起因するものであることを踏まえ、公共交通機関等への転換等の企業等交通サービスの需要サイドにおける取組みの促進を図ることが重要である。

このような観点から、有識者、経済団体、国土交通省等関係者が参集した公共交通利用推進等マネジメント協議会（以下「協議会」という。）を組織し、関係者の協議に基づく具体的かつ実践的な行動を通じ、公共交通機関の利用推進等による環境負荷の小さい交通体系の構築を促進するものとする。

2. 協議及び活動事項

- (1) 公共交通機関の利用推進に関する取組みについての交通サービスの需要者である企業等と交通事業者等との連携及び協力並びに理解の増進に関すること
- (2) (1)に関する情報の交換に関すること
- (3) 公共交通機関の利用推進等についての国民に対する啓発活動に関すること
- (4) その他公共交通機関の利用促進等に関すること

3. 組織

- (1) 協議会には、座長を置くこととし、委員の中から互選により選出する。
- (2) 協議会の委員は別紙のとおりとする。
- (3) 協議会は、必要に応じ別紙に掲げる者以外の者を委員として追加することができる。

4. 事務局

協議会の活動の円滑な実施を確保するため、協議会に事務局を置き、経済産業省産業技術環境局環境政策課、経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー対策課、国土交通省総合政策局交通計画課及び国土交通省総合政策局環境海洋課がその任にあたる。

5. その他

上記に定めるもののほか、協議会の運営方法等については、協議会において定める。

(別紙) 公共交通利用推進等マネジメント協議会委員名簿

淡路 均	交通エコロジー・モビリティ財団 理事長
石谷 久	慶應義塾大学大学院教授
石橋 孝雄	公営交通事業協会 理事・事務局長
伊東 弘之	全国乗用自動車連合会 理事長
岡部 一郎	日本百貨店協会 業務部長
川上 五郎	日本民営鉄道協会 理事長
今野 一正	日本チェーンストア協会 理事
須田 昌弥	青山学院大学助教授
坪田 秀治	日本商工会議所 理事・産業政策部長
西村 泰彦	日本バス協会 理事長
日野西 光温	日本旅客船協会 理事長
藤井 聡	東京工業大学助教授
棕田 哲史	日本経済団体連合会 環境技術本部長
森川 高行	名古屋大学大学院教授
森地 茂	政策研究大学院大学教授
山内 弘隆	一橋大学教授
山崎 隆司	J R東日本総合企画本部 投資計画担当部長
山内 一良	国土交通省総合政策局交通計画課長
渡邊 良	国土交通省総合政策局地域振興企画官
玉木 良知	国土交通省総合政策局環境海洋課長
伊藤 仁	経済産業省産業技術環境局環境政策課長
岸本 吉生	経済産業省産業技術環境局環境経済室長
宮川 正	資源エネルギー庁省エネルギー対策課長

(敬称略)